

有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律の 一部を改正する法律案 概要

一 国の補助の割合の特例等

1 国の補助の割合の特例

県計画に基づいて令和3年度から令和13年度までに行われる次の事業に係る経費について、国は、次の割合により補助するものとする。

- (1) 地方公共団体が行う港湾又は漁港における汚泥等のしゅんせつ事業
⇒ 2分の1
 - (2) 地方公共団体が行う漁場における特定の漁港漁場整備事業のうち
 - ① 県が行う大規模な事業* ⇒ 54～55%
※ 総額5000万円以上の事業（現行の補助の嵩上げ（54～55%）の対象事業）
 - ② ①以外の事業 ⇒ 2分の1
- （新第8条及び新第9条第1項）

2 地方債の特例

1の事業の経費につき、地方債をもって財源とすることができるものとする。
（新第11条第1項）

二 海岸漂着物の処理

国及び地方公共団体は、有明海及び八代海等の海域等において、海岸漂着物の処理に努めなければならないものとする。
（第14条）

三 有明海・八代海等総合調査評価委員会の所掌事務の遂行の状況の公表

有明海・八代海等総合調査評価委員会は、毎年、その所掌事務の遂行の状況を分かりやすい形で公表するものとする。
（新第25条第3項）

四 施行期日

この法律は、令和3年4月1日から施行すること。
（改正法附則）